

岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の申請にかかる留意事項

1 補助対象事業について

- (1) チラシに記載のある事業が対象となりますが、国・地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う事業は補助対象外となります。
- (2) 1法人（団体）1事業の申請となるため、同一法人が複数の施設から申請いただくことはできません。
- (3) チラシの1～6の事業で（ ）内に記載のある事業は、申請にあたってイメージを持っていただくための例示であり、これらの例示に必ずしもとらわれる必要はありません。ご不明な点がございましたら県地域福祉課までご相談ください。
- (4) 申請する事業は、補助対象経費が20万円以上のものに限り、また、備品購入については、1品目5万円を超えるものが対象となります。
- (5) 「岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱実施細則」の規定等で定める補助の対象とならない経費については、補助対象経費から除かれます。また、事業に対して寄附金等を受ける場合は、補助対象経費から寄附金等を除いた金額で申請額の算定を行う必要がありますのでご注意ください。
- (6) 交付決定前の事業の事前着手は、原則認められません。やむを得ず交付決定前に事業を開始する必要がある場合は、事前に直接県地域福祉課までご相談ください。

2 書類の整備について

- (1) 交付決定後、原則として3万円以上の支払いが発生する場合は、三者以上の見積書、又は業者選定調査書及び入札の証拠書による契約手続をお願いします。契約手続に不備がある場合は、決定の取り消しをさせていただく場合があります。
- (2) 本補助金は、精算払いです。実績報告には、相手方の領収書等支払いがわかる書類が必要です。

3 その他

- (1) 本補助金により整備した備品等には、受配表示が必要です。
(受配表示に係る経費は補助対象経費に含みます。受配表示の方法については、実施細則別表2に定めるほか、交付決定時にお知らせしています。)
- (2) 交付申請書受付期間終了後、審査会による申請事業の審査があります。審査により、申請が認められない場合がありますので、ご承知願います。

岐阜県愛のともしび基金補助金交付申請書の作成方法（別記第 1，別紙所要額調書）

別記第 1 号様式 作成上の注意事項

1 事業名について

事業名は、岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱（以下要綱という。）の別表 1 に定める 6 つの事業名のいずれかを記入してください。

2 添付書類について

○「1 補助金所要額調書」

「別紙所要額調書 作成上の注意事項」及び「記入例」を参考に作成してください。

○「2 歳入歳出予算書」（様式は任意、以下の項目により作成してください。）

法人・団体の予算書ではなく、申請事業に係る収支予算書を作成してください。

「記入例」の事業の場合、次のようになります。

収入の部

科 目	金 額	備 考
岐阜県愛のともしび基金事業費補助金	750,000 円	
自己資金	1,935,000 円	
合 計	2,685,000 円	

支出の部

科 目	金 額	備 考
車両購入費	2,685,000 円	
合 計	2,685,000 円	

○「3 事業計画書」（様式は任意、以下の注意事項により作成してください。）

- ・現在の状況と、事業によってどのような効果を得られるのか等、事業の概要がわかるように、具体的かつ詳細に作成してください。
- ・要綱別表 1 の 3～6 については、事業実施の流れやスケジュール等を、必要に応じて作成してください。

○「4 見積書」

- ・各事業に係る業者の見積書（写し可）を添付してください。
- ・申請時は 1 者の見積書で申請できますが、事業実施にあたっては交付決定後の日付で 3 者以上から徴収してください。

○「5 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱別表 2 に掲げる書類」

- ・要綱別表 2 に記載の添付書類（写し可）を添付してください。

○「6 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金申請団体等状況調査票」

- ・申請団体及び施設、並びに申請内容について、詳細に記入してください。

○「7 補助金の交付を受けようとする前年度の決算の社会福祉充実残額算定シート」

- ・社会福祉法人の場合は、ご提出ください。
- ・申請時に残額が確定していない場合は、確定後、募集期間内までに別途提出してください。修正が必要となった場合は報告してください。

○「8 その他参考となる資料」

- ・法人格の無い団体の場合は、会則または規約、組織表（団体の構成がわかるもの）、団体の事業計画・予算書（今年度分）、事業報告・決算書（昨年度分）を提出してください。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇月〇〇日

岐阜県知事 様

申請者は、
社会福祉法人→法人理事長
NPO 法人 →法人理事長
団体等 →団体代表者
とする。

{住所 〇〇〇〇〇
名称 〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇

年度 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の交付申請について

標記補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

要綱の別表 1 を
参照

事業名	2 社会福祉法人等備品整備事業
交付申請額	1,000,000 円

添付書類

- 1 補助金所要額調書（別紙）
2 歳入歳出予算書
3 事業計画書
4 見積書
5 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱別表 2 に掲げる書類
6 募集時に定める様式による「岐阜県愛のともしび基金事業費補助金申請団体等状況調査」
7 補助金の交付を受けようとする前年度の決算の社会福祉充実残額算定シート（社会福祉法人の場合）
8 その他参考となる資料
- 申請事業の概要がわかるもの（任意様式）
※具体的かつ詳細に記載すること
①現状（月又は年間ベースで何人、何%増加など）
②課題（現有の送迎車両〇台では対応不可など）
③対応（利用者の増加に対応し、車両を購入など）
④事業内容（車椅子対応車両を購入など）

申請時に確定していない場合は、確定後に別途提出すること。修正が必要となった場合は報告すること。

こちらから連絡させていただくことがあるので、連絡先と担当者名は必ず記入すること。
※所在地とこちらからの書類送付先が異なる場合は、その旨記載すること。

事業実施施設名	〇〇〇〇〇
所在地	〒 〇〇〇〇〇
担当者名	〇〇〇〇〇
電話番号	〇〇〇〇〇

別紙所要額調書 作成上の注意事項

1 「団体名」～「事業の必要性及びその効果」について

「記入例」を参考にご記入ください。

2 「補助対象経費A」について

記入例の事業は、車両を購入する「社会福祉法人等備品整備事業」であり、事業に要する経費2,685千円の内訳は次のとおりです。

車両本体及び一般的な付属品の価格	2,100,000円
付属品（華美を目的とする装飾品等）	465,000円
重量税・自賠責保険料等	120,000円

記入例のような車両購入の場合、「岐阜県愛のとしび基金事業費補助金交付要綱実施細則」の規定により車両本体価格を補助の対象とし、華美を目的とする装飾品等及び重量税・自賠責保険料等の諸費用は補助対象外となります。従って、補助対象経費Aは、2,100千円（車両本体価格にかかる消費税を含む）となります。

※このように、「補助の対象とならない経費」については、「岐阜県愛のとしび基金事業費補助金交付要綱実施細則」の規定で定める補助の対象とならない経費を記載してください。

※「寄附金等」については、寄附金及び事業による売上・イベントの参加費等の収入を記載してください。

3 「補助金の算定」について

記載例の場合、補助対象経費に補助率を乗じて得た額Bは、2,100千円× $1/2=1,050$ 千円ですが、当該事業の補助限度額Cは1,000千円ですので、補助基準額は1,000千円となります。

※要綱（別表1）の補助限度額をご確認ください。

<参考>

乗降装置（リフト）及び車イスを固定させる装置を付帯した車両は、消費税法上、消費税は課税されませんので、当該車両購入の申請をされる場合は、業者から見積書を徴する際にご確認ください。

別紙

〇〇年度 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金所要額調書

団 体 名	社会福祉法人〇〇〇		工事・イベントの場合は予定期間。 備品の場合は事業完了（備品の納入及び支払いが完了すること）予定日。 交付決定後の場合はその旨記入
施 設 名	特別養護老人ホーム〇〇〇		
事 業 名	社会福祉法人等備品整備事業		
事業期間又は 購入年月日	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日		
事 業 内 容	ショートステイ利用者送迎車両の購入		
事業の必要性 及びその効果	ショートステイ利用者の増加に対応するため、送迎車両を購入することにより、サービスの向上と効率化を図る。		
補 助 対 象 経 費 (単位：円)	事業に要する経費 補助の対象とならない 経費 = 補助対象経費A		
	2,685,000円 - 585,000円 = 2,100,000円		
補 助 金 の 算 定 (単位：千円)	要綱実施細則の規定で定める補助の対象とならない経費を記載 ※受配表示に係る経費は対象経費となります		
	寄附金や、この補助事業による売上・イベントの参加費等の収入を記載		
	補助対象経費A 2,100千円		
	寄附金等B 千円		
	補助率 1/2 1/3		
	補助対象経費からその事業に対する寄附金等を控除した額に補助率を乗じて得た額C 1,050千円		
補助限度額D 1,000千円			
CとDを比較していずれか少ない方の額 1,000千円			
補 助 申 請 額	1,000千円		
過 去 の 愛 の ともしび基金 補 助 金	事 業 名	社会福祉法人等備品整備事業	
	年 度	〇〇年度	
	金 額	600千円	

(注) 1 社会福祉施設の場合は施設名も記入すること。
2 補助対象経費A及び補助対象経費に補助率を乗じて得た額Cについては、千円未満切り捨てること。
3 補助の対象とならない経費は、知事が別に定めるところによるものとする。